

指導医申請資格

- ① 専門医登録後、7年以上の学会歴および歯周治療の経験を有していること
- ② 専門医登録後、認定医・専門医教育講演に5回以上出席していること
- ③ 専門医登録後、本学会学術大会または本学会認定医・専門医教育講演または本学会臨床研修会において2回以上筆頭発表者として症例発表していること
- ④ 指導医にふさわしい業績を有すること
- ⑤ 原則として日本歯科医師会の正会員または準会員であること
- ⑥ 本学会定款細則第43条の規定に基づき禁煙宣言に対して同意した非喫煙者であること
- ⑦ その他の指導医申請資格の要件については学会ホームページ参照のこと

指導医取得までの流れ

- 1 申請
 - 1) 年2回(6月頃と12月頃)
 - 2) 申請料1万円
 - 3) 歯周病学会指導医の推薦書、認定医・専門医教育講演参加証などが必要
 - 4) 症例報告書(8症例)
 - 5) 申請書類は学会ホームページよりダウンロードできる
- 2 申請書類審査
- 3 総合審査(専門医委員会、理事会の承認を得る)
- 4 指導医認定証発行

登録料3万円
*その他の事項については学会ホームページ参照のこと

歯周病専門医・指導医の更新

- ① 5年毎に更新が必要
- ② 必要な生涯研修単位:5年間で下記の単位が必要
 - ・歯周病専門医:研修会出席50単位以上および業績発表10単位以上
 - ・指導医:研修会出席60単位以上および業績発表20単位以上
- ③ 更新手数料2万円
- ④ 歯周病専門医は、初回更新時までには本学会学術大会の臨床ポスター発表をしなければならない
- ⑤ 歯周病専門医・指導医とも、認定医・専門医教育講演を5年間で2回以上受講すること

生涯研修単位

●研修会出席

1	本学会学術大会	10
2	本学会臨床研修会	10
3	本学会認定医・専門医教育講演(更新時毎に必須2回以上の出席)	10
4	本規則第10条第2項(1)に定める関連学会の学術大会および研修会	10
5	日本歯科保存学会	7
6	日本歯科医学会総会	5
7	米国歯周病学会(AAP)	10
8	専門医委員会が認めた歯周病に関する学会および研修会	7

●業績発表

1	上記の学会または研修会での筆頭演者(1回あたり)	10
2	上記学会の会誌またはその他の学術雑誌への投稿論文筆頭者(1回あたり)	10
3	1,2の共同発表者	5
4	著書(歯周病学に関連のある著書1冊あたりの単位)	
	①筆頭者	10
	②共同著者	5

*その他の事項については学会ホームページ参照のこと

特定非営利活動法人 日本歯周病学会

歯周病専門医・指導医 について



日本歯周病学会 専門医委員会

問い合わせ先
170-0003 東京都豊島区駒込1-43-9 駒込TSビル
(一財)口腔保健協会内
特定非営利活動法人 日本歯周病学会
TEL:03-3947-8891 FAX:03-3947-8341
申請書類と詳細はこちらから <http://www.perio.jp/>

歯周疾患の標的年齢といわれる35~44歳、45~54歳での歯周病の有病率は、それぞれ27%、43%であり、加齢とともに増加傾向を示しています。また、歯周病と糖尿病などの全身疾患への関連も確認されており、全身の健康を維持するうえでも、今後ますます歯周病に対する予防、治療、管理の必要性が高まることでしょう。

日本歯周病学会では、2004年に厚生労働省認可の歯周病専門医制度を発足させました。そして歯周病に関する専門的知識と技術を有し適切な歯周治療を行える優秀な人材の養成、および歯科公衆衛生の向上を図ることを、国民に対する重要な責務と位置づけています。その結果、2012年12月の時点で、歯周病専門医1,024名(指導医含む)、指導医199名を認定しています。また、2008年からは認定医制度を追加し、歯周病専門医を取得するための条件として認定医の資格を有することが規定されました。

国民の健康増進のためにも歯周病の予防、治療、管理は大変重要なポイントであると考えられます。日本歯周病学会会員各位が歯周病専門医制度の理念を理解し、ライセンスを取得されることを祈念しております。

日本歯周病学会 専門医委員会 委員長



記念の楯

認定制度

本学会は、歯周治療における専門的知識と技術を有する歯科医師を育成するとともに、国民の口腔保健の増進に貢献することを目的として歯周病専門医、指導医など4つの認定制度を設けております。それぞれの資格の概要は以下のとおりです。



認定医

3年間研修施設で研修し、基本的な歯周治療の知識と技量をマスターした上で認定医試験に合格した日本歯周病学会会員



歯周病専門医

認定医取得後2年間研修施設で研修し、専門的な歯周治療の知識と技量をマスターした上で専門医試験に合格した認定医



指導医

歯周病専門医取得後7年間学会および地域での指導的な研修をし、指導医試験に合格した歯周病専門医



認定歯科衛生士

歯周病予防ならびに歯周治療をより的確かつ効率よく実施する知識と技量をマスターした上で、認定歯科衛生士試験に合格した日本歯周病学会会員

認定医と歯周病専門医はともに日本歯周病学会が認定する資格ですが、歯周病専門医は厚生労働省が認可した資格であり、その資格名を広告することが認められています。

歯周病専門医申請資格

- ① 5年以上継続して日本歯周病学会会員であること
- ② 認定医取得後、本学会が認めた研修施設で2年以上、専門的な歯周治療の知識と技量をマスターしたもの
- ③ その他の専門医申請資格の要件については学会ホームページ参照のこと

歯周病専門医取得までの流れ

認定医・関連学会認定医取得後、

- 1 申請
 - 1) 年2回(6月頃と12月頃)
 - 2) 申請料1万円
 - 3) 歯周病学会指導医の推薦書、認定医・専門医教育講演参加証などが必要
 - 4) 症例報告書(10症例)
 - 5) 申請書類は学会ホームページよりダウンロードできる
申請書類は担当指導医の指導と確認印が必要
- 2 申請書類審査
- 3 試験(ケースプレゼンテーション・口頭試問)

ケースプレゼンテーションは、申請者が提出した10症例のうちから1症例の各号について行う。

 - 1) 申請者は、ケースプレゼンテーションを行い口頭試問を受ける
 - 2) ケースプレゼンテーションに指定した症例には、初診、再評価、歯周外科術中、終了およびメインテナンスあるいはSPT時の写真が含まれる
- 4 総合審査(専門医委員会、理事会の承認を得る)
- 5 歯周病専門医認定証発行

登録料3万円
記念の楯は希望者のみ2万2千円で販売
*その他の事項については学会ホームページ参照のこと